



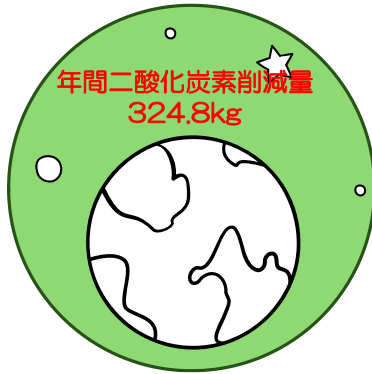
自転車のことをもっと知ましょう！

自転車のいいところ

自転車のいろんなメリット

自転車は環境にやさしい乗り物だけでなく、実は **5km 圏内** の場合、**時間的に一番効率の良い乗り物** です。

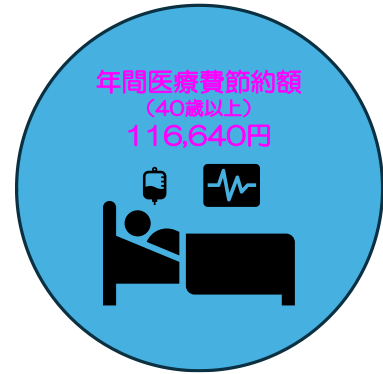
地球にやさしい



経済的

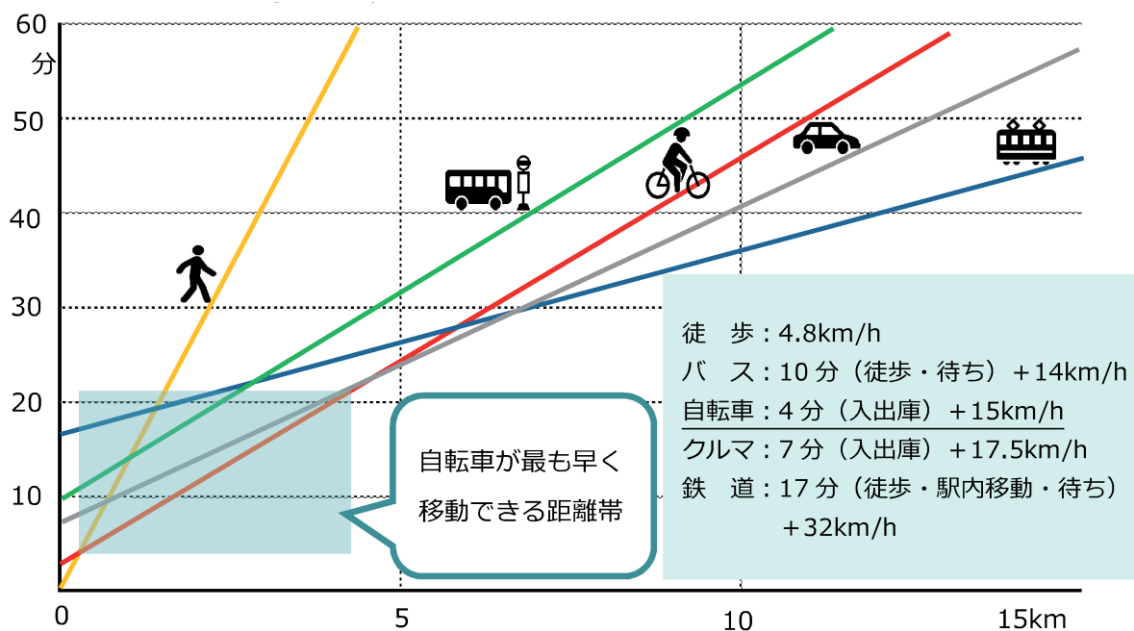


健康的



※5km 圏内での経済・脱酸素メリット

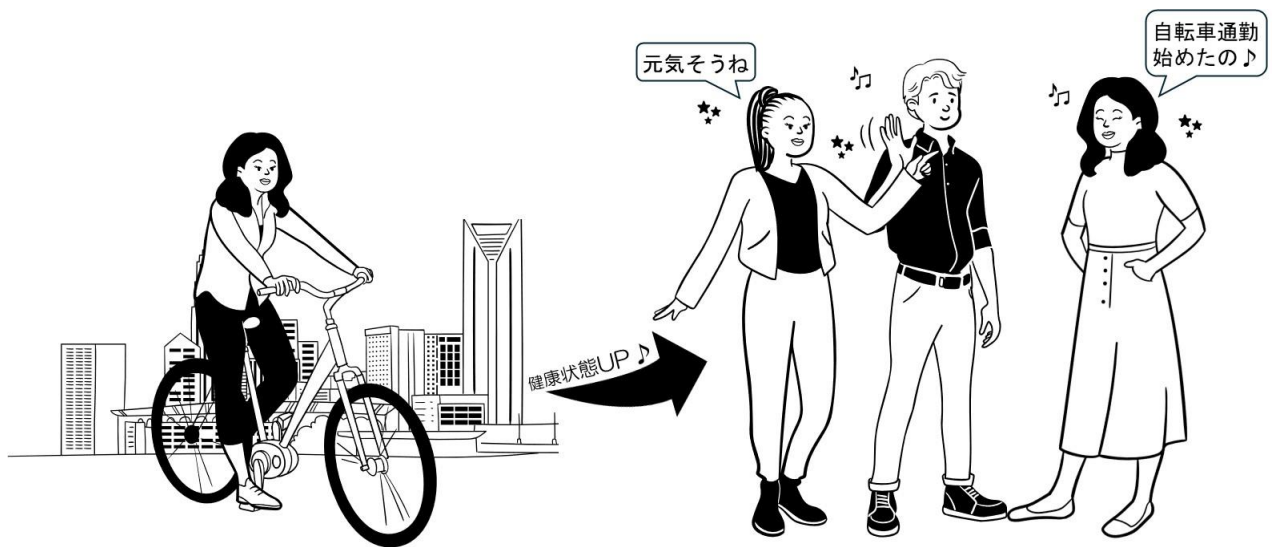
自転車は、交通ルールを守って特別にスピードを出さなくても、約 5 km 未満の近距離では、**他の移動手段よりも早く移動** できます。



自転車のいいところ

健康的な体づくりに貢献

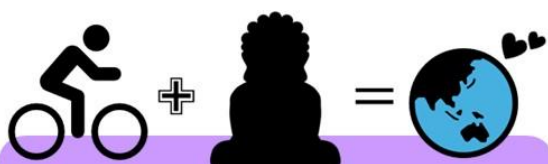
買い物や通勤など、日ごろの移動手段を自転車に変えるだけで有酸素運動になります。自転車は特別な準備が必要なく、がんばらなくても続けやすい手軽な運動で、自転車通勤を開始した人の3割に**健康状態の改善傾向**がみられます。



自転車のいいところ

サイクルツーリズムのメリット

自転車を活用した観光のメリットは**時間や予定の自由度が高く、健康的な観光**が可能です。



エコ観光
地球環境にやさしく、エコ意識を醸成する




気まま観光
自由度が高く、
時間や行程の変更に柔軟に対応できる




健康的観光
適度な運動でご当地グルメなど
食事を美味しく味わえる



お得で便利な観光
車や公共交通では行けない面的な
隠れた資源の観光にも便利で経済的



時間にやさしい観光
観光渋滞で余計な時間を使わずに
観光地の周遊ができる



スロー観光
地域の景観・風・緑を五感で楽しみながら
地元とのふれあいを満喫

自転車に乗る時に注意

自転車事故に気を付けましょう

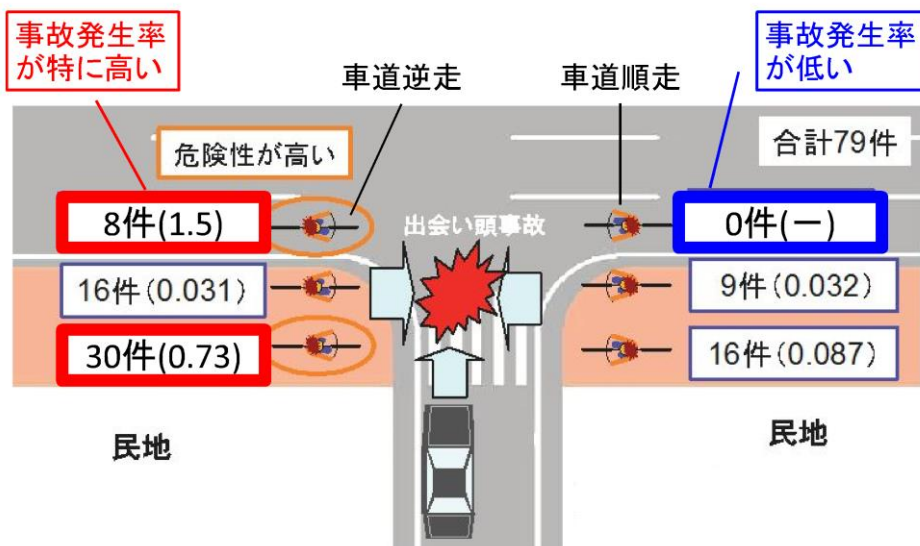
自転車は日常生活以外でも健康や観光振興に役立つメリットがたくさんある一方、事故等の安全面に注意する必要があります。

自転車事故発生場所の約 **70%が交差点での事故**で、最も多く発生しています。

次に歩道での事故で、約 20%発生しています。**歩道上で発生する事故の相手当**

事者の約 70%が自動車です。細街路から出てくる自動車と事故になる危険性が

高く、歩道を通行する場合は十分に気を付けて走行しなければなりません。



第1章 計画改定の背景と位置づけ

1-1 計画改定の趣旨

平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、奈良県では、同法第10、及び第11条に基づき、令和2年3月に「奈良県自転車活用推進計画」を策定しました。

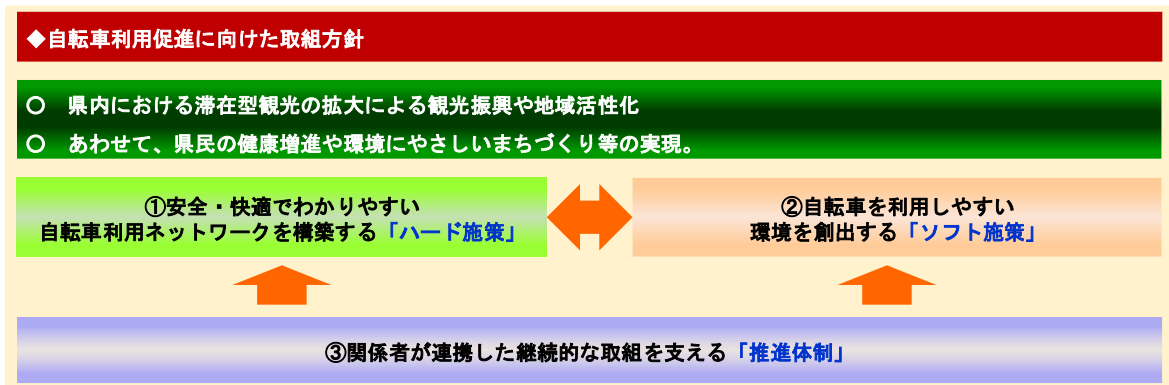
今回、これまでの計画の成果や自転車を取り巻く状況の変化を踏まえ、自転車に関する施策をさらに推進するため、「奈良県自転車活用推進計画」を改定し、本県における、自転車の活用による観光振興等に向けた総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画とします。

1-2 奈良県のこれまでの取組

◆奈良県自転車利用促進計画(H22.12)

- 奈良県では、県内の観光資源を巡る手段として自転車を着目し、自転車のネットワークの連続性や自転車利用環境の利便性・快適性の向上を目指し、自転車利用者の視点に立った「奈良県自転車利用促進計画」を平成22年12月に策定しました。
- 自転車による広域的な周遊観光を促す環境づくりを推進することで、自転車ならではの新たな観光スタイルの創出や地域活性化を図りながら、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を実現する取組を進めてきました。

▼奈良県自転車利用促進計画（H22.12）の概要



◆奈良県自転車活用推進計画(R2.3)

- 令和2年3月に「奈良県自転車活用推進計画」を策定し、令和2年度から5ヶ年における自転車の活用を進める上で必要な取組として、「観光振興」、「まちづくり」、「安全・安心」の観点で位置づけしました。

▼奈良県自転車活用推進計画 (R2.3) の概要

<p>目次</p> <p>第1章 計画の策定の背景と位置づけ 第2章 計画区域・期間・実施者 第3章 現状と課題 第4章 計画目標と実施すべき施策・措置 第5章 計画を推進するための必要な事項 (自転車活用推進会議の設立)</p>	<p>3. 現状と課題</p> <p><観光> ・観光地数が各地に点在し、アクセスにくい ※国指定の国定・重要文化財：1,327件(全国39位) ※国指定・重要文化財(国府高松)のみ(国府の高松) ・観光地周辺で観光シーズに慣性的な渋滞発生 ※県内の主要納骨場所計147箇所(全国25位)</p> <p><日常生活> ・自転車を保有している世帯割合は高いが、通勤・通学時の自転車利用割合が低い ※国で19以上の自転車保有世帯(全国19位) ※通勤：17.1%(全国29位) 通学：10.5%(全国24位)</p> <p><安全> ・人身事故件数に占める自転車事故件数の割合が高く、県内で微増傾向 ※人身事故件数に占める事故件数の割合 (国)14.9% → (県)10.9%(全国19位) ※人口10万人当たりの自転車事故件数90.7件(全国16位) ・若年層における自転車事故件数が高く(約3割)、高齢者の自転車死亡事故割合が高い(約7割)</p>	<p>4. 計画目標と実施すべき施策・措置</p> <p>計画目標と実施すべき施策</p> <p>観光地を より活用</p> <p>目標：自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サイクルツーリズムの基盤づくりに向けたサイクリングルートの整備 2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実 3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実 <p>まちづくり</p> <p>目標：まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自転車を活用したまちづくりの実現に向けたまちづくり連携協定に基づく取組の推進 2. 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進 3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実 <p>安全・安心</p> <p>目標：安全で安心な自転車利用文化の醸成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進 2. 交通安全意識の向上に資する広報活動の推進 3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組充実 	<p>実施すべき措置 (下線部は下段に概要説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な周遊観光サイクリングルートの整備推進 ・奈良和自転車道・(仮称)世界遺産周遊サイクリングルートの整備 ○ 地域内の自転車通行空間の整備推進 ○ 自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定を推進 ・「サイクリストに優しい宿」「自転車の休憩所」「(仮称)サイクリストにやさしい駐車場」の認定を推進 ○ レンタサイクルへの支援 ○ サイクルツーリズムに関する情報発信の充実 ○ 自転車損害賠償責任保険等への加入の周知 ○ 交通安全意識向上を図る広報啓発 ○ 高齢者向けの交通安全教室の実施
<p>1. 計画の策定の背景と位置づけ</p> <p>奈良県自転車活用促進計画 (H22.12)</p> <p>自転車活用推進法 (H20.5施行)</p> <p>自転車活用推進計画 (国) (H30.6閣議決定)</p> <p>奈良県自転車活用推進計画を策定 (奈良県自転車活用推進計画策定委員会)</p>	<p>京奈和自転車道や県内の観光拠点(世界遺産等)を周遊する(仮称)世界遺産周遊サイクリングルートの令和3年度着手予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「京奈和自転車道」の令和2年度構成予定 ○「(仮称)世界遺産周遊サイクリングルート」の令和3年度着手予定  <p>▲周遊ルートのイメージ</p>	<p>「サイクリストにやさしい宿」(60施設)や「自転車の休憩所」(194施設)に加えて、新たに商業施設等と連携し、「(仮称)サイクリストにやさしい駐車場」の認定を推進 ※※1,10米時点</p>  <p>▲サイクリストにやさしい宿</p> <p>▲サイクリストにやさしい駐車場のイメージ (事例：ピタリ山)</p>	<p>奈良県自転車条例の施行 (R2.4.1)に伴い自転車損害賠償責任保険の加入義務化等に関して、駐輪場・主要駅・小中高等学校等でリーフレットの配布等広報啓発活動を推進</p> <p>○新聞紙面に、自転車損害賠償責任保険の加入義務化等の掲載予定(R2.3)</p>  <p>▲奈良県自転車条例 (令和元年10月15日公布)リーフレットのイメージ</p>

◆奈良県自転車活用推進計画(R2.3)

- 奈良県では、令和2年3月に策定した「奈良県自転車活用推進計画」に基づき、有識者で構成する「自転車活用推進会議」を令和5年度まで計4回開催し、計画に位置づけられた各施策の進捗状況等のフォローアップを実施するとともに、措置の進め方などの意見を伺いました。

▼奈良県自転車活用推進会議の様子



1-3 全国的な動向

◆自転車活用推進法(H29.5)

自転車は環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっています。

これを踏まえ、平成 29 年 5 月に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進するため、国土交通省に大臣を本部長とする自転車活用推進本部が設置されました。

また、同法の基本理念では、自転車の活用の推進が、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として行うとともに、交通の安全の確保を図りつつ行われなければならないとされており、また、重点的に検討・実施すべきものとして、自転車専用道路や自転車専用車両通行帯等の整備をはじめとする 15 の項目が基本方針として示されています。

▼自転車活用推進法の概要

目的・基本理念 (1・2条)	基本方針 (8条)
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none">基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること <p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none">自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること交通の安全の確保が図られること	<ul style="list-style-type: none">①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備 ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し ③シェアサイクル施設の整備 ④自転車競技施設の整備 ⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備 ⑥自転車安全に寄与する人材の育成及び資質の向上 ⑦情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化 ⑧交通安全に係る教育及び啓発 ⑨自転車活用による国民の健康の保持増進 ⑩学校教育等における自転車活用による青少年の体力の向上 ⑪自転車と公共交通機関との連携の促進 ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備 ⑬自転車を活用した国際交流の促進 ⑭観光旅客の来訪の促進その他の地域活性化の支援 等の施策を重点的に検討・実施する
国等の責務 (3・4条)	自転車活用推進計画 (9～11条)
<ul style="list-style-type: none">国は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施する地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定、実施する国・地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民・住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める	<ul style="list-style-type: none">政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める
公共交通関係事業者の責務等 (5～7条)	自転車活用推進本部 (12・13条)
<ul style="list-style-type: none">自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共団体が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力するよう努める国、地方公共団体、公共交通関係事業者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力するよう努める	<p>国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、本部長は関係閣僚をもって充てる(併せて国土交通省設置法の一部改正(附則5条))</p>
	その他
	<ul style="list-style-type: none">5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする(14条)自転車活用推進を担う行政機関の在り方について等の検討(附則2・3条)市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用道路等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法律の一部改正(附則4条)

施行期日:公布の日(平成28年12月16日)から6月以内で政令で定める日(附則1条)

出典:国土交通省資料より抜粋

◆第2次自転車活用推進計画(R3.5)

自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関して、自転車をめぐる現状及び課題に対応するため、自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策などを定めた第1次自転車活用推進計画が平成30年に閣議決定されました。しかし昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、第2次自転車活用推進計画が令和3年に閣議決定されました。自転車に関する取組をより総合的・計画的に進めていくことが推進されています。

▼自転車活用推進計画の概要

第2次自転車活用推進計画の概要



1. 総論 ※関係団体等の意見聴取、計画の骨子に関するWEBアンケート（総回答数4,997）、パブリックコメント（総意見数69）を通じて幅広く意見を求めた上で策定。

<p>(1) 自転車活用推進計画の位置付け 自転車活用推進法に基づき策定する。我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画</p>	<p>(2) 計画期間 長期的な展望を視野に入れつつ、令和7（2025）年度まで</p>
<p>(3) 自転車を巡る現状及び課題</p>	
<p>第1次計画からの社会情勢の変化等</p>	
<p>コロナ禍における生活様式・交通行動の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍で、通勤・配達目的等の自転車利用のニーズが高まっている。 <p>自乗車通勤の開始時期</p> <p>新型コロナ流行後 23.0%</p> <p>新型コロナ流行前 7.7.0%</p> <p>n=500</p> <p>（au損害保険㈱ R2.7アンケート調査より）</p>	<p>情報通信技術の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通分野でもデジタル化が更に進展する可能性（複数の交通モードやまちづくりとの連携等） <p>MaaS (Mobility as a Service)</p> <p>出発地 → 目的地</p> <p>二つのサービスとして提供（職業・学術・娯楽）</p> <p>※ 職種の別乗車利用イメージ</p>
<p>高齢化等も踏まえた「安全・安心」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康や生きがいの観点から、高齢者、障害者等にも対応した様々な自転車の普及を更に進める必要。 ○ 配達目的等での自転車利用が増加する中、危険な運転を防止するなど、安全の確保が課題。 ○ 自転車対歩行者の高額賠償事故が発生。一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。 	
<p>脱炭素社会の実現に向けた動き</p>	
<p>新たな低速小型モビリティの登場（自転車通行空間への影響）</p>	

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

- 施策**
1. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進
 2. 自転車通行空間の計画的な整備の推進
 3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等
 4. シェアサイクルの普及促進
 5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
 6. 情報通信技術の活用の推進
 7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

- 施策**
8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
 9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
 10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
 11. 自転車通勤等の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

- 施策**
12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
 13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 施策**
14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
 15. 多様な自転車の開発・普及の促進【新規】
 16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
 17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施
 18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進
 19. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進（再掲）
 20. 自転車通行空間の計画的な整備の推進（再掲）
 21. 災害時における自転車の活用の推進
 22. 損害賠償責任保険等への加入促進【新規】

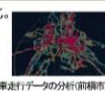
3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

第1次計画からの主な強化措置

- 地域の「自転車活用推進計画」策定の支援に加え、以下に取り組む。
 - ・ 計画の質の向上（ネットワーク路線の計画への位置付け等）
 - ・ 計画に基づく取組の実施のフォロー（整備事例の効果分析）等
- 安全で快適な自転車通行空間の創出のため、都市部を中心に計画策定し整備を推進。（利用者の多様性、将来に際する視界確保に留意しガイドラインも見直し）



- 自転車利用環境の向上等のため、情報通信技術の活用を強化。
 - ・ データを活用した計画策定への支援
 - ・ 自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化による経路検索等への活用
 - ・ シェアサイクルへのMaaSやAIの活用 等



- 企業の自転車通勤のための環境整備を更に推進。
 - ・ 「自転車通勤導入に関する手引き」の見直し
 - ・ 環境整備のための支援策の具体化 等



- サイクリング拠点やコンテンツ等の充実を図る。
 - ・ 商業施設（コンビニ等）等と連携した受入サービスの充実
 - ・ サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの推進
 - ・ マウンテンバイクのコース整備や森林の保全管理等の推進
- サイクリングルートの持続的な磨き上げを実施。（ナショナルサイクリングルート等の整備、JNTOサイト等を活用した情報発信）



- 高齢者、障害者等も含め、身体に合った多様な自転車の開発・普及を促進。
 - ・ 身体に合った自転車選びをアドバイスする人材を通じ、適切な自転車購入を支援。



- 交通安全の啓発の対象・機会について、以下を新たに計画に明記し推進。
 - ・ 対象：配達員や自動車運転者を含む道路利用者全体（小学校以上の学校教育に加え）未就学児やその保護者
 - ・ 機会：自転車購入時等、自動車運転免許更新時講習（高齢者講習）

- 条例策定支援のほか、自転車販売店等を通じて保険加入を促進。

持続可能な社会の実現に向け、自転車の活用の推進を一層図る

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進するために必要な事項

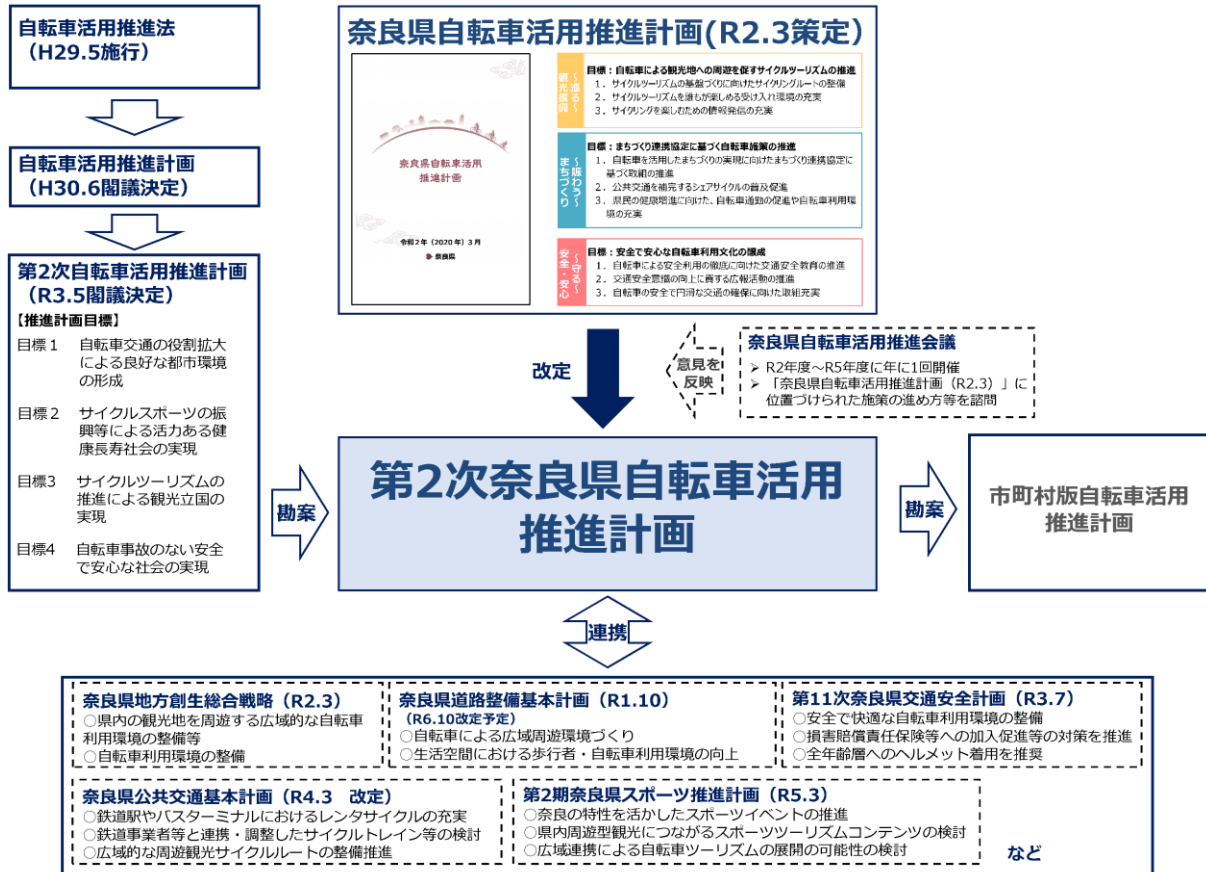
- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 調査・研究、広報活動等 等

出典：国土交通省資料より抜粋

1-4 奈良県自転車活用推進計画の位置づけ

- 第2次奈良県自転車活用推進計画は、国が策定した自転車活用推進計画の内容、奈良県自転車利用促進計画(R2.3 策定)に基づくこれまでの取組、その他関連計画における自転車の位置づけなどを踏まえ、自転車の活用を進める上で必要な取組を取りまとめたものです。

▼第2次奈良県自転車活用推進計画の位置付け





第2章 計画区域・期間・実施者

2-1 計画区域

計画の対象区域は奈良県全域とします。

2-2 計画期間

本計画の計画期間は、今後の5箇年とします。

2-3 実施者

本計画は奈良県が実施します。